

## 学校感染症とその出席停止期間（平成 24 年 4 月改訂版）

感染症名	出席停止期間の基準	
エボラ出血熱		
クリミア・コンゴ出血熱		
痘そう		
南米出血熱		
ペスト		
<b>第一種</b>	マールブルグ病	治癒するまで
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで	
<b>第二種</b>	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
コレラ		
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
<b>第三種</b>	パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 （感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症など）	